地方独立行政法人大阪市博物館機構　理事会規程

平成 31 年４月１日
大阪市博物館機構規程第 34 号

（趣旨）
第１条　この規程は、地方独立行政法人大阪市博物館機構定款（以下「定款」という。）第20条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。
（構成）
第２条　理事会は、定款第12条の規定に基づき、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。
（招集及び開催）
第３条　理事会は、定款第13条第１項及び第２項の規定に基づき、理事長が招集する。
２　理事会は年数回、必要に応じて開催する。
３　理事会の議案に付議すべき事項は、招集の際役員に通告しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
（ウェブ会議の方法による会議の開催等）
第４条　理事長は、必要と認めるときは、理事会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、役員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。
２　前項に定めるもののほか、役員は、ウェブ会議の方法で理事会の会議に参加することができる。この場合において、役員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって理事会の会議に出席したものとみなす。
（役員以外の者の出席等）
第５条　理事長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。
（議長の職務代行）
第６条　議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副理事長が議長の職務を行う。
（議事）
第７条　理事会は、定款第15条に掲げる事項を審議する。なお、同条第５号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。
(1) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
(2) 重要な契約の締結、変更及び解除に関する事項

(3) 地方独立行政法人大阪市博物館機構がその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項。ただし、急を要するもの、支払督促申立に対する異議申立による訴えの提起及び和解に関する事項並びに理事会の議決により特に指定したものは、理事長においてこれを専決処分することができる。なお、これにより専決処分したときは、理事長はこれを理事会に報告しなければならない。

(4) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項

(5) 人事に関する重要な事項。

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

2　前項各号に掲げるもののほか、理事長が必要と定める事項については、理事会へ報告するものとする。

3　第１項第２号に定める重要な契約は、次に掲げる契約とし、入札において契約を行うものは発注時点において審議し、随意契約において契約を行うものは契約締結時点において審議する。

(1) 予定価格が100,000,000円を超える工事又は製造の請負。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の２割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りではない。

(2) 予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

(3) 上記以外の契約で機構の運営に特に重要と考えられる契約

4　理事会が成立しないとき、又は理事長において理事会の議を経なければならない事項について特に緊急を要するため理事会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、理事長は、その議決すべき事項を処分することができる。

5　前項の規定による処置については、理事長は、次の会議においてこれを理事会に報告するものとする。

（議事録）

第８条　議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第９条　理事会の庶務は、事務局総務課において行う。

（補則）

第10条　この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年９月20日から施行する。